

地方独立行政法人知多半島総合医療機構

第1期中期目標（案）

令和5年12月

半田市・常滑市

目次

| | |
|---------------------------------|---|
| 前文 | 3 |
| 第1 中期目標の期間 | 3 |
| 第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 3 |
| 1 提供する医療サービス | 4 |
| (1) 救急医療 | 4 |
| (2) 災害医療 | 4 |
| (3) 周産期医療・小児医療 | 4 |
| (4) 重要疾病への対応（がん） | 4 |
| (5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞） | 4 |
| (6) 重要疾病への対応（糖尿病） | 4 |
| (7) 感染症医療 | 5 |
| (8) リハビリテーション医療 | 5 |
| (9) 高度生殖医療 | 5 |
| 2 医療の質と成長 | 5 |
| (1) コミュニケーション | 5 |
| (2) 安全・安心で良質な医療 | 5 |
| (3) 時代に即した医療の提供 | 5 |
| (4) 患者サービスの向上 | 5 |
| (5) チーム医療の推進 | 5 |
| 3 地域連携 | 5 |
| (1) 地域医療構想における役割 | 5 |
| (2) 地域の医療機関への支援 | 6 |
| (3) 地域の医療水準向上への貢献 | 6 |
| (4) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能 | 6 |
| 4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割 | 6 |
| (1) 保健・医療・福祉行政との連携 | 6 |
| (2) 災害医療体制の充実 | 6 |
| 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 | 6 |
| 1 効率的な運営管理体制の確立 | 6 |
| (1) 法人運営管理体制の確立 | 6 |
| (2) 柔軟かつ効率的な業務運営 | 6 |

| | |
|------------------------------|---|
| (3) 弾力的な予算執行 | 6 |
| (4) 病院間における連携体制の強化 | 7 |
| (5) 内部統制の推進と外部評価等の活用 | 7 |
| 2 職場と職員 | 7 |
| (1) 働きやすい職場環境 | 7 |
| (2) 優れた人材の育成 | 7 |
| (3) 職員の評価 | 7 |
| 第4 財務内容の改善に関する事項 | 7 |
| 1 健全経営 | 7 |
| (1) 健全な経営基盤の確立 | 7 |
| (2) 収入の確保 | 7 |
| (3) 適切な支出の徹底 | 7 |
| (4) 計画的な投資と財源の確保 | 8 |
| 第5 その他業務運営に関する重要事項 | 8 |
| 1 病院運営における DX の推進 | 8 |
| 2 施設・設備の整備 | 8 |
| 3 法令・社会規範の遵守及び情報公開 | 8 |
| (1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底 | 8 |
| (2) コンプライアンス体制 | 8 |
| (3) 情報公開 | 8 |
| 4 法人の経営環境等の変化への対応 | 8 |

前文

公立病院において医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いており、持続可能な地域医療提供体制を確保していく必要がある。

国は、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症等の感染拡大時の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要であり、そのためには、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めていくことが必要であることから、令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）を策定した。

半田市・常滑市では、ガイドラインに先立ち、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの取組として、令和元年度に「半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議」を立ち上げ、令和2年度には「半田市と常滑市の病院経営統合に関する協定書」を締結するなど、半田市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）の経営形態、地域医療構想を踏まえた役割等について、段階的に議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえて、両病院の診療統合及び経営統合を実現するため、令和7年4月に半田市・常滑市で地方独立行政法人（非公務員型）を設立することとなった。新たに設立する地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）により知多半島総合医療センター（現半田市立半田病院）、知多半島りんくう病院（現常滑市民病院）を運営し、「知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市及び常滑市の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する」という目的のもと、急性期から回復期まで切れ目のない医療の提供、医療従事者の確保・人事管理の弾力化、診療機能分担・弾力的な予算執行による効率的な病院運営の実現に向け、この中期目標の達成に取り組むことを期待する。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 提供する医療サービス

機構は、運営する知多半島総合医療センターと知多半島りんくう病院が連携し、急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、他の医療機関との役割分担・連携を図りながら、知多半島医療圏における中核医療施設として医療施策上必要とされる医療を担うこと。

(1) 救急医療

知多半島医療圏内で唯一の救命救急センター（三次救急）を運営する機構として知多半島における救命救急医療の中核を担い、高度急性期医療を中心とした急性期医療を提供するとともに、地域における初期救急医療機関及び二次救急医療機関としての役割を担うこと。

(2) 災害医療

災害拠点病院を有する機構として傷病者の受け入れを行い、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班の派遣・受け入れを行うなど、南海トラフ地震の広域的災害や中部国際空港での航空機事故等の局地的災害発生時において適切な医療を提供すること。

(3) 周産期医療・小児医療

地域周産期母子医療センターを有する機構として継続的に地域の周産期・小児医療を提供し、ハイリスク分娩に対応すること。また、他の小児保健医療施設と連携するとともに、新生児特定集中治療室（NICU）及びその後方病床となる新生児治療回復室（GCU）の充実を図ること。

(4) 重要疾病への対応（がん）

地域がん診療連携拠点病院を有する機構として、予防から手術、放射線治療及び薬物療法等を効果的に組み合わせた専門的ながん医療を担い、がん診療の地域連携協力体制を構築すること。また、がん患者とその家族に対する相談支援及び情報提供や緩和ケア等の充実を図ること。

(5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）

救命救急センターを中心に脳卒中や心筋梗塞等に迅速に対応し、機構として最新かつ最良の診断と治療、内科的治療と外科的治療、リハビリテーションをより効果的に提供すること。

(6) 重要疾病への対応（糖尿病）

糖尿病やその合併症に対する適切な治療、人工透析を実施できる体制の整備など、糖尿病の各段階に合わせた効果的かつ効率的な医療を提供すること。また再発

予防を含めた診療体制の整備・充実を進めていくこと。

(7) 感染症医療

特定感染症指定医療機関を有する機構として、未知の感染症のまん延を水際で防ぐ役割を果たすこと。また新興感染症の発生時には、国・県・周辺医療機関等と連携し、受入体制強化に努め、先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

(8) リハビリテーション医療

疾病治療と急性期・回復期を通じたリハビリテーションを一体的かつ連続的に実施することで、リハビリテーション医療の充実を図ること。また機構が運営する訪問看護ステーションと連携したサービスのもと、患者が退院した後も住み慣れた地域で安心して生活できるようサポートに取り組むこと。

(9) 高度生殖医療

人工授精、体外受精などの高度生殖医療を積極的に推進すること。また不妊症を治療する手術の実施と組み合わせることで、妊孕性を高める医療を提供すること。

2 医療の質と成長

(1) コミュニケーション

患者やその家族のニーズを受け止め、病状や治療法等について十分な説明を行い、コミュニケーションを大切にしながら、患者とその家族に寄り添う医療を提供すること。

(2) 安全・安心で良質な医療

医療安全管理体制を確立し、患者の立場に立った対応を行い、安全・安心で良質な医療を提供すること。

(3) 時代に即した医療の提供

高度急性期医療や先進的医療の実施と高度診断・治療機器を整備することにより、時代に即した高水準な医療を提供すること。

(4) 患者サービスの向上

患者調査を実施し、ニーズを把握することで患者サービスの向上に努めること。

(5) チーム医療の推進

各職員が、診療科や職種、勤務する病院の枠を越えて連携し、良好なコミュニケーションの下でそれぞれの専門性を生かした高度で質の高いチーム医療を推進すること。

3 地域連携

(1) 地域医療構想における役割

知多半島医療圏において高度急性期を中心とした急性期から回復期まで切れ目のない医療を提供し、救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療等の政策的医

療を担うこと。

(2) 地域の医療機関への支援

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度な急性期医療を担うこと。また、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与すること。

(3) 地域の医療水準向上への貢献

基幹型臨床研修病院として、臨床研修医の受入れの促進を図り、また、地域の拠点病院として、医療系学生に対する臨床研修の場を提供し、地域における医療従事者の育成を進めること。

(4) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

緊急時の後方支援や在宅・施設復帰までの調整期間の支援を行うとともに、患者が退院後も継続したケアを受けられるよう、関係機関と協力して、地域包括ケアシステムの構築に貢献し、併せて地域全体の在宅医療、在宅介護の質の向上を図ること。

4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割

(1) 保健・医療・福祉行政との連携

半田市・常滑市における保健・医療・福祉の各関連施策に積極的に協力すること。

また、健康増進・予防医療の観点から、健康講座や啓発活動などを開催し、地域の予防医療への意識を高め、健康寿命の延伸に貢献すること。

(2) 災害医療体制の充実

半田市・常滑市の地域防災計画等に基づき、日頃から防災関係機関や他の災害拠点病院との連携を図るとともに、災害時には、病院機能を維持し、迅速に災害医療の提供を行うことができる体制を整備すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

(1) 法人運営管理体制の確立

地方独立行政法人の果たすべき役割を踏まえ、効率的かつ効果的な病院運営を実現できる法人運営体制を確立すること。

(2) 柔軟かつ効率的な業務運営

医師・看護師等の職員、医療機器等の資源を柔軟に配置・活用し、効率的な業務運営に努め、良質で安全な医療を提供すること。

(3) 弾力的な予算執行

弾力的な予算執行により、医療ニーズに迅速かつ柔軟に対応し、効率的かつ効果的な病院運営に努めること。

(4) 病院間における連携体制の強化

機構としての医療情報システムの最適化を目指した取組や病院間の連携会議、研修会等を積極的に開催するなど、病院間の更なる連携を図ること。

(5) 内部統制の推進と外部評価等の活用

機構の業務を適正かつ効率的に実施できるよう内部統制を構築し、併せて患者や評価委員会の意見を踏まえ、法人の業務運営の改善を図ること。

2 職場と職員

(1) 働きやすい職場環境

職員が互いを尊重し、コミュニケーションを大切にしながら、それぞれの能力を最大限発揮でき、前向きに職務に取り組むことができる職場環境の整備に努めること。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、多様な人材が働きやすく生産性の高い職場づくりを目指し、働き方改革に取り組むこと。

(2) 優れた人材の育成

質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するために必要となる医療人材の確保・育成に取り組み、職員の能力を最大限発揮できる組織風土を醸成すること。

(3) 職員の評価

職員の努力や業績への貢献を評価し、業務の改善及び業績の向上に繋げることができる人事制度の構築を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 健全経営

(1) 健全な経営基盤の確立

効率的な法人運営により、経常収支黒字を実現し、健全な経営基盤を確立すること。

(2) 収入の確保

効果的な病床管理による病床利用率の向上を図るとともに、診療報酬への適切な対応により収入の確保に努めること。

(3) 適切な支出の徹底

経営分析やコスト管理などにより、適切な支出の徹底に努めること。また、医療機器・診療材料の共同調達を行うなど、費用の抑制を図り、より一層の経費節減に努め

ること。

(4) 計画的な投資と財源の確保

建物や設備の改修、医療機器の整備・更新などの投資については、あらかじめ中期目標期間中の整備・更新計画を策定し、事前に半田市・常滑市と検討・協議したうえで、計画的に行うこと。また、将来の設備投資に向けた財源の確保に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営における DX の推進

病院運営における DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により QOS（クオリティ・オブ・サービス）の向上を図ること。

2 施設・設備の整備

各病院の医療機能や地域の医療ニーズ、医療課題等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に施設や医療機器等の整備を実施すること。

3 法令・社会規範の遵守及び情報公開

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

法令や社会規範等を遵守するとともに、情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底を図り、またサイバーセキュリティ対策を行うこと。

(2) コンプライアンス体制

職員一人ひとりが公的医療機関の一員として、法令・行動規範と倫理を遵守し、行動する体制を構築すること。

(3) 情報公開

業務運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

4 法人の経営環境等の変化への対応

本中期目標において、患者動向や医療ニーズなどの変化により、新たな対応が必要となった場合には、半田市・常滑市の協議において必要な見直しを行う。